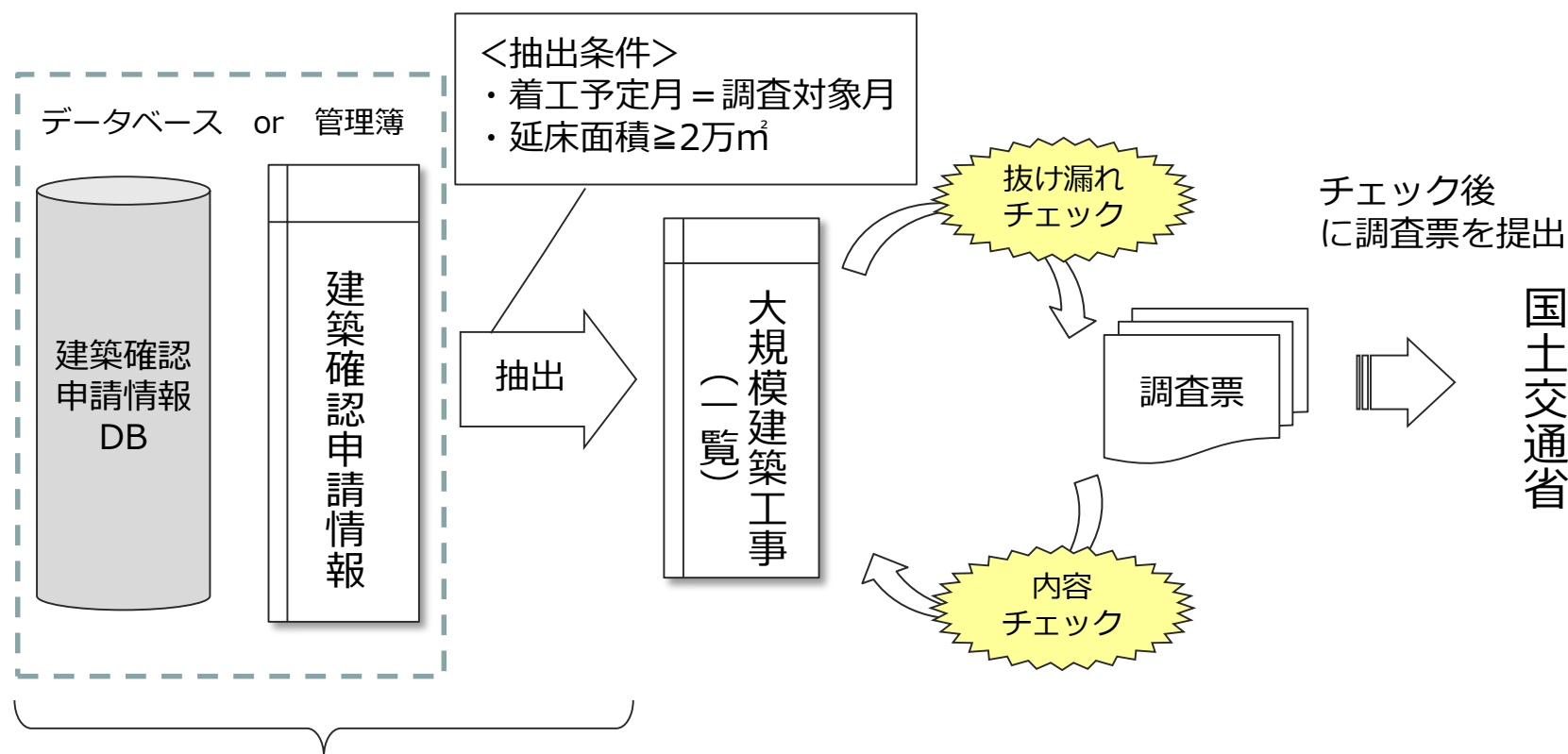


大規模建築物チェック実施のお願い

参考 2

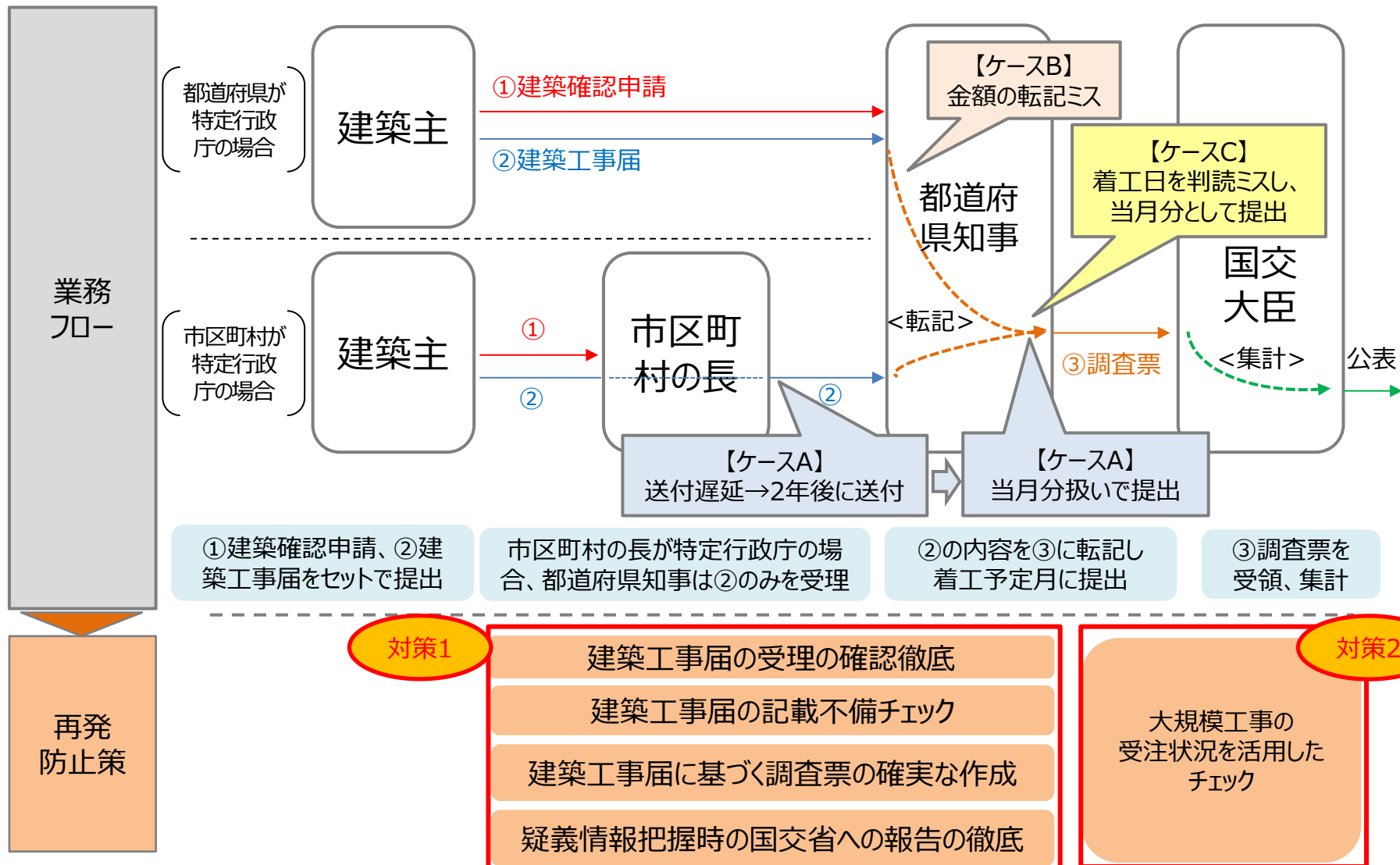
ご協力のお願い

- ✓ 建築確認申請情報から大規模建築工事（延床面積2万㎡以上）のみを抽出し、提出予定の調査票への抜け漏れ、および記入内容の確認をお願い致します
- ✓ 特定行政庁が市区町村である工事につきましては、可能な範囲でご協力を依頼いただけますようお願い致します。



※ 統計担当部局とは異なる所管組織に対して、国土交通省を通じて協力依頼等が必要な場合は個別にご相談ください。（国土交通省より協力依頼のための事務連絡を配布させていただきます）

現在の業務フローおよび再発防止策



<対策1>

地方公共団体への運用の周知・依頼

都道府県に対して、建築着工統計調査関連業務を適切に実施していただくよう改めて周知徹底を実施

(建築着工統計調査関連業務の適切な実施について(平成28年12月21日国総情第205号・国住指第3331号))

周知・依頼事項	内容
建築工事届の受理の確認徹底	✓ 建築基準法に従い、建築工事届は建築確認申請と同時(又は遅延なく)に行わなくてはならないことを再周知した上で、受理の確認徹底を依頼
建築工事届の記載不備チェック	✓ 建築確認申請書、建築計画概要書等との整合性確認を依頼 ✓ 建築工事費の平米単価が異常値ではないことの確認を依頼
建築工事届に基づく調査票の確実な作成	✓ 建築工事届の内容と調査票への転記内容に相違がないか入念に確認するよう依頼 ✓ 基本的なエラーチェック機能が含まれる電子回答システムの活用を推奨
疑義情報把握時の国交省への報告の徹底	✓ 統計調査の正確性に疑義が生じかねない事案を把握した場合に、速やかに国交省への報告徹底することを依頼

<対策2>

大規模工事の受注状況を活用したチェック

建設工事受注動態統計調査(標本調査)【月次】

※建設業許可業者(約47万業者)から約1.2万業者を抽出
ただし大手指定建設業者は全数調査

調査時点：建設工事の請負契約締結時
(契約には既存建築物の解体や設計等が含まれる場合あり)
調査項目：工事名、施工場所、発注者(種類)、工事種類
(用途)、請負契約額 等

建築着工統計調査(悉皆調査)【月次】

※建築基準法§15①により延べ床面積10㎡超の建築物に義務
づけられている建築工事届から都道府県が調査票を作成

調査時点：建設工事の着工予定期日
調査項目：建築場所、建築主(種類)、用途、床面積、
工事費予定額、着工予定期日 等

A
大規模建築工事リスト
(県別・累積)

チェック

B
大規模建築物データ

工事費が大規模なもの(例：受注額又は建築工事費100億円以上の案件)

観点

チェック内容

計上漏れ

✓ Aの案件がBのデータ内に存在すること

金額誤り

✓ 同一と思われる案件間で、金額の差が
大きくないこと

<留意点>

- 建設工事受注動態統計調査は標本調査であることから、必ずしも全ての建築工事を把握できるものではない。しかし、建設工事受注動態統計調査の対象建築工事は、建築着工統計調査で必ず報告される。
- 「受注」と「着工」にはタイムラグがあること、両統計の調査票情報は一致してないことなどから、必ずしも正確に同一案件を突合できるものではない

※ このチェックはあくまで補完的なもの